

令和 7 年度江東区一般廃棄物処理実施計画

1 施行区域

江東区（以下「区」という。）全域

2 一般廃棄物の年間の処理量の見込み

(1) 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理量 199,454 t

区分	種別	処理量
家庭廃棄物	燃やすごみ	61,330 t
	燃やさないごみ	2,072 t
	資源物	24,826 t
	管路ごみ	92 t
	粗大ごみ	3,443 t
事業系一般廃棄物	燃やすごみ	102,124 t
	燃やさないごみ	1,862 t
	資源物	2,345 t
	管路ごみ	1,360 t

(2) し尿、浄化槽汚泥等 2,743kl

区分	処理量
家庭し尿	17kl
事業系し尿	1,742kl
浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥	984kl

(3) 動物死体 853 頭

3 一般廃棄物の発生抑制のための方策に関する事項

(1) 区民・事業者・区の情報共有と連携の強化

- 区民・事業者への情報発信と自主的な取り組みの促進
- 環境学習の推進や情報発信、交流・こどもに対する環境教育
- 区の率先行動

(2) リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進

- 区民・事業者による取り組みの促進
- 発生抑制をより効果的に推進するための施策

(3) 環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進

- 区民・事業者による取り組みの促進
- 安定したリサイクルシステムの推進

(4) 安全・安心なごみの適正処理

- 事業用大規模建築物の所有者等への対策
- 安全なごみ・資源の収集・回収
- 東京都・清掃一組・他区との連携

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分及び一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

別紙のとおり

5 計画の進行管理

江東区一般廃棄物処理基本計画に基づき、次に掲げる指標により、施策の執行状況や達成状況などの進行管理を行う。なお、各指標については、別に公表する。

【基本指標】

- 区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量
- 区民1人当たり1日の区収集ごみ量
- 資源化率

○大規模建築物事業者の再利用率

【モニター指標】

○最終処分量

○温室効果ガス削減効果

○区民 1 人当たりの費用

○資源・ごみ 1 t 当たりの費用

【取組指標】

○集団回収参加団体数等

6 一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和 3 年度より行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- ① 一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に江東区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合
- ② 令和 2 年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

(理由)

現行の処理体制で事業系一般廃棄物の適正処理が確保されており、一般廃棄物収集運搬業者の濫立により需給の均衡が崩れ、衛生や環境の悪化を招き、ひいては住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶことが懸念されるため。

分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分及び
一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

別紙

(1)家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物

区分	種別	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	燃やすごみ (生ごみ、紙くず、木くず、ゴム、革製品等 焼却に適したごみ)	区が原則として週2回収集する。	自動車による。	中間処理した後、埋立処分する。	1 燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物に分別し、清掃リサイクル条例(以下「条例」という。)第2条第2項第5号に規定する資源・ごみ集積所(以下「集積所」という。)へ、それぞれの収集日の朝8時までに、清掃リサイクル条例施行規則(以下「規則」という。)第16条第1項に定める基準に適合した容器に収納するか、若しくは同条第2項の基準に適合した袋により、持ち出すこと。 燃やさないごみは、電池(充電式含む)・蛍光灯・水銀製品等、発火性の燃やさないごみ、その他の燃やさないごみ、の3種類に分別して排出すること。 なお、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	燃やさないごみ (金属、ガラス、陶磁器等焼却不適ごみ)	区が原則として2週間に1回収集する。		民間施設に搬入し、資源化処理をする。	
	資源物 (再生利用を目的として分別して回収する 古紙、びん、缶、ペットボトル、プラスチック、発泡スチロール、蛍光灯、水銀体温計等、電池類、スプレー缶・カセットボンベ・ライター等、小型家電、古着・古布及び自転車等をいう。	区が原則として週1回収集する。 蛍光灯、水銀体温計等及び電池類については水銀を含む製品として、区が燃やさないごみの日に回収する。 スプレー缶・カセットボンベ・ライター等は発火性の燃やさないごみとして、区が燃やさないごみの日に回収する。 小型家電、古着・古布及び自転車については、区が定期的に回収する。 集団回収は、実践団体と契約をした回収業者が回収する。		回収物を資源化施設まで運搬した後、再生資源として、売却等を行う。 古着・古布については、選別後再利用する。	2 資源物については、次のように排出すること。 (1) 古紙は、新聞、雑誌・雑がみ、ダンボールの種類ごとにひも等で束ねること。 (2) びん及び缶は、キャップをはずし、軽く洗浄してから、集積所に用意する回収用コンテナへ排出すること。 (3) ペットボトルは、キャップとラベルをはずし、軽い洗浄及び簡易な圧縮をした上で、集積所に用意する回収用コンテナ若しくはネット(以下「コンテナ等」という。)へ排出すること。 (4) プラスチックは、汚れを落とした上で、規則第16条第1項に定める基準に適合した容器に収納するか、若しくは同条第2項の基準に適合した袋により、排出すること。 (5) 発泡スチロール(発泡トレイを含む。)は、汚れを落とした上で集積所に用意する回収用コンテナ等へ排出すること。コンテナ等へ入れることが困難な場合は、区の指示によること。 (6) 電池類は絶縁した上で、燃やさないごみの日に水銀を含む製品として排出すること。 (7) 蛍光灯、水銀体温計等は購入時の箱に入れ、燃やさないごみの日に水銀を含む製品として排出すること。 (8) スプレー缶・カセットボンベ・ライター等は中身を使い切った上で、燃やさないごみの日に発火性の燃やさないごみとして排出すること。 (9) 小型家電は、区が設置した拠点の回収ボックスに排出すること。(回収に出せない場合は、燃やさないごみとして排出すること。) (10) 古着・古布は、透明・半透明のビニール袋にまとめて入れ、口を結んで指定された場所へ排出すること。(回収に出せない場合は、燃やすごみとして排出すること。) (11) 自転車は、清掃事務所へ排出すること。(回収に出せない場合は、粗大ごみとして排出すること。) (12) 集団回収は、登録団体と回収業者の間で予め定められた排出場所へ排出すること。

	管路ごみ (大型のもの、粘着性のあるもの、弾性のあるもの、及び特に重いものを除く管路収集の対象となるごみ)	東京二十三区清掃一部事務組合が、原則として毎日収集する。	輸送用パイプラインによる。	中間処理した後、埋立処分する。	管路ごみは、管路収集に適さないごみと区別し、予め設置した利用者設備へ投入すること。 管路収集に適さないごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ等に分別して排出すること。
家庭廃棄物	粗大ごみ (30cm角以上のごみ)	区民の申告に基づき、区が原則として週2回収集する。	自動車による。	中継所で、分別した小型家電は、資源化処理をする。それ以外は、中間処理した後、埋立処分する。	予め定めた日に収集するので、粗大ごみ受付センターに申告し、条例第35条の規定により、有料粗大ごみ処理券を添付して排出すること。ただし、転居廃棄物(引越荷物運送業者が転居者からの委任を受け、所定の場所まで運搬したもの)を除く。 なお、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
事業系一般廃棄物	燃やすごみ	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則として週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車及び輸送用パイプラインによる。	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、埋立処分し、又は、中間処理した後、埋立処分する。	区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物(古紙に限る)等、前述の家庭廃棄物の排出方法に準じて分別し、条例第36条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。 ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出にあたって事業者は、集積所及び条例第41条又は第50条に定める保管場所まで持ち出すなど区の指示によること。 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、区長が指定する処理施設を利用して処分する場合は、燃やすごみと燃やさないごみとに分別するなど区及び当該施設の指示によること。 資源物(古紙)は、新聞、雑誌・雑がみ、ダンボールの種類ごとにひも等で束ねること。 また、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	燃やさないごみ	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則として2週間に1回収集する。			
	資源物 (古紙)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則として週1回収集する。			
	管路ごみ	東京二十三区清掃一部事務組合が、原則として毎日収集する。			
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(*1)		一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて区が収集する。	自動車による。	原則として、中間処理した後、埋立処分する。	区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物(管路ごみ収集区域においては管路ごみ及び管路収集に適さないごみ)に分別し、条例第36条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。 ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出に当たって事業者は、集積所及び条例第41条に定める保管場所まで持ち出すなど区の指示によること。

*1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者から排出されるもの又は一事業者当たりの平均排出日量が50キログラム未満のものをいう。

(2)し尿、浄化槽汚泥等

区分	収集方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿 (事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥を除く。)	区が江戸川区に委託し、江戸川区が原則として隔週で収集し、吸い上げ自動車等で運搬する。	東京二十三区清掃一部事務組合の施設において処理し、下水道投入する。	1 公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 2 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。
事業活動に伴って生じたし尿	原則として一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集し、吸い上げ自動車等で運搬する。	民間処理施設において処理する。	3 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽汚泥、ディスボータ汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥		民間処理施設において処理するもののほか、東京二十三区清掃一部事務組合の施設において処理し、下水道投入する。	

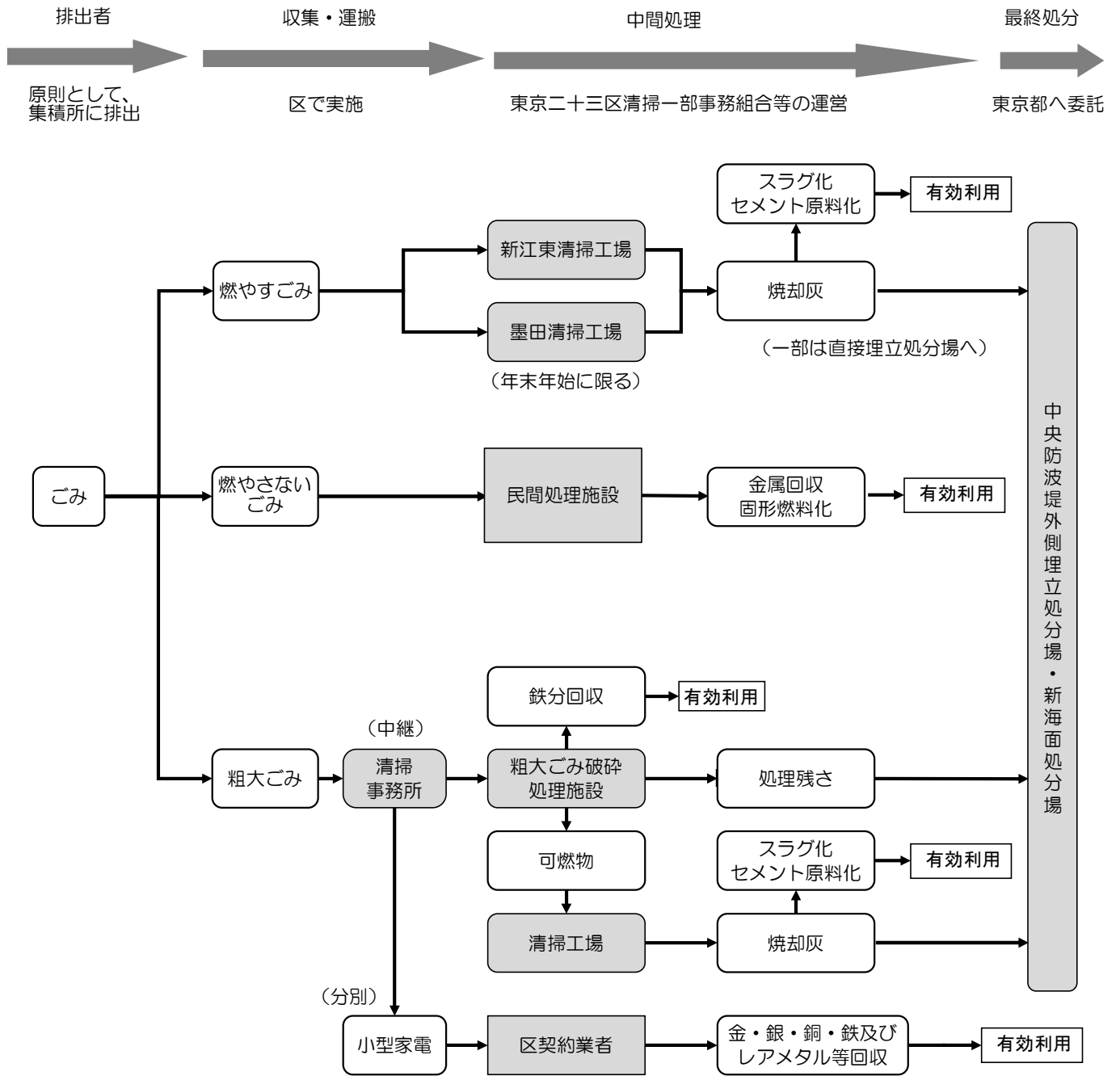
(3)動物死体

区分	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、申告により区が収集する。 また、東京都から委託されたものは、区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分する。	1 区に収集を依頼する場合は、規則第19条に定める動物死体届出書により、申告すること。 2 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう区の指示によること。

(4)区が収集しない一般廃棄物

区分	例示	処理方法にかかる区長の指示
有害性のある物	ガスボンベ類、石油(ガソリン、軽油、灯油、シンナー等)類、塗料、薬品類、	当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。 消火器は、消火器リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。 在宅医療等に伴って生じる注射針等については、医療機関、薬局等に引き取ってもらうなどして適正に処理すること。 ペット等のふん尿については、自家処理をし、又は土等を除去して、便所に流すこと。
危険性のある物	バッテリー、火薬類、消火器、在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利な物、ペット等のふん尿等	
引火性のある物		
著しく悪臭を発するもの		
特別管理一般廃棄物に指定されているもの	エアコン、テレビ、電子レンジに含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB)、ごみ焼却施設等から出されるばいじん、病院・診療所等から出される感染性廃棄物等	許可業者に委託して処理すること。
区が行う処理を著しく困難にし、または処理施設の機能に支障が生じるもの	廃ゴムタイヤ、金庫、ピアノ、單車、FRP船等	当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。 單車は、二輪車リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。 FRP船は、FRP船リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。
特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条4項に規定する特定家庭用機器	エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、有機エレクトロルミネセンス式、プラズマ式のものを)、電気冷蔵庫(電気冷凍庫を含む。)、電気洗濯機(衣類乾燥機を含む。)	製品を購入した小売店、又は買い替えの場合には、新しい製品を購入する小売業者に引き取りを依頼すること。上記以外の場合には、自ら指定引取場所へ搬入するか、家電リサイクル受付センターへ申告し、リサイクル料金及び収集運搬を依頼した場合には収集運搬料金を負担すること。
資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づくもの	パーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、重量が1kg以下のものを除く。)	排出する製品の製造事業者等に申込みをする。平成15年10月1日以降に製造されたものについては当該製品を購入した時に、それ以外の製品については廃棄する時に指示された方法により、リサイクル料金等を負担すること。
使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づくもの	使用済み自動車	都道府県知事等の登録を受けた引取業者(取扱店等)に引き渡すこと。 平成16年度末までに購入した自動車の場合は、引取業者等の指示により、リサイクル料金を負担すること。

ごみ処理の流れ



* 臨海部の一部のごみは、管路収集システムにより収集して有明清掃工場で焼却処理しています。

資源の流れ

